

民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する事務の取扱いについて

平成18年8月9日民一第000574号東京地方
裁判所長あて民事局長依命通達

改正 令和2年7月1日民一第379号

令和3年3月29日総一第381号

標記の事務の取扱いについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）、民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）及び民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成18年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、下記によってください。

なお、東京簡易裁判所に対しては、貴職から伝達してください。

記

1 登録等申請手続

(1) 規則第8条第1項の登録

東京簡易裁判所においては別紙様式の書面を参考にして作成した債権者登録申請書を備え付け、債権者が規則第8条第1項の登録を申請するときには、できる限り、その使用を求めることとする。

(2) 登録事項の変更

規則第8条第1項の登録を受けた債権者（以下「登録債権者」という。）が、督促手続オンラインシステムにより変更することができない登録事項の変更申請をするときにも、できる限り、登録債権者に(1)の登録申請書の使用を求めることとする。

また、登録債権者以外の債権者が、督促手続オンラインシステムにより変更できない登録事項の変更手続をするときにも、同債権者に(1)の登録申請書

に準じた書面の使用を求めることとする。

(3) 資格証明書等の添付

(1)又は(2)の定めによる申請をする場合には、債権者又は登録債権者に、資格証明書、住民票その他の登録事項を証明する資料を添付させるものとする。

2 債権者 I D 番号の通知

(1) 東京簡易裁判所の裁判所書記官（以下「裁判所書記官」という。）は、登録債権者に対し、債権者 I D 番号（督促手続オンラインシステムにおいて登録債権者を識別するための番号をいう。以下同じ。）を、規則第 3 条第 4 項の規定により届け出られた電子メールアドレス宛てに、督促手続オンラインシステムが自動的に作成した電子メールを当該システムから自動的に送信する方法により通知しなければならない。ただし、債権者 I D 番号を失念した登録債権者に再度通知する場合その他本文の方法により債権者 I D 番号を通知することができない場合には、次のいずれかの方法によることができる。

ア 債権者 I D 番号を記載した書面を簡易書留郵便により送付する方法

イ 債権者 I D 番号を記載した書面を窓口において直接交付する方法

(2) (1)のただし書のアの方法により通知する場合には、裁判所書記官は、登録債権者に簡易書留郵便料に相当する郵便切手を提出させるものとする。

(3) (1)のただし書のイの方法により通知する場合には、裁判所書記官は、窓口に出頭した者が登録債権者の代表者又は代理人であることを証明させた上で、受領書と引き換えに債権者 I D 番号を記載した書面を交付するものとする。

3 指定口座の変更

平成 29 年 3 月 31 日付け最高裁経監第 463 号経理局長通達「保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理の運用について」記第 17 の 4 の変更申請書が提出されたときは、裁判所書記官は、変更申請書の写しを東京簡易裁判所事務部第二課保管金係に送付する。

付 記

この通達は、平成18年9月1日から実施する。

付 記（令和2. 7. 1民一第379号）

この通達は、令和2年7月27日から実施する。

付 記（令和3. 3. 29総一第381号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

3 本店の所在地(郵便番号を含む。)(107字以内)

〒	1	2	3	—	4	5	6	7											
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107

4 支店・営業所等に関する事項

(1) 支店・営業所等の名称(50字以内)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50										

(2) 支店・営業所等の名称のフリガナ(50字以内)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50										

(3) 支店・営業所等の所在地(郵便番号を含む。)(107字以内)

〒	1	2	3	—	4	5	6	7											
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107

9 還付事由が発生した場合の振込先口座に関する事項

(1) 金融機関名(郵便局を除く。20字以内)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(2) 預金種別

普通 当座

(3) 口座番号(7字以内)

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

(4) 口座名義人の住所(郵便番号を含む。)(107字以内)

〒	1	2	3	—	4	5	6	7																		
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27							
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47							
48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67							
68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87							
88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107							

(5) 口座名義(50字以内)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50										

(6) 口座名義のフリガナ(50字以内)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50										

10 パスワードを忘れた際の間い合わせキーワードの設定

(1) 秘密の質問

(2) 秘密の答え(50字以内)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50										

11 督促手続における処分の告知方法等に関する債権者の同意

同意する 同意しない

記入要領

1 新規登録

債権者登録申請書の「□新規」の□にレ印を記入した上、次の要領により該当事項を記入してください。

なお、債権者登録申請書の記載事項は末尾に※印が付されている項目についてのみ、支払督促の「当事者の表示」に記載されます。

(1) 「1 債権者の名称」※

法人の名称（法人の種類及び法人名）を左詰め50字以内で記入してください。

なお、法人の種類と法人名との間は、1字分の余白を設けてください。

(2) 「2 債権者の名称のフリガナ」

法人の名称（法人の種類及び法人名）のフリガナを左詰め50字以内で記入してください。

なお、法人の種類と法人名との間は、1字分の余白を設けてください。

(3) 「3 本店の所在地（郵便番号を含む。）」※

郵便番号及び本店の所在地を左詰め107字以内で記入してください。

なお、郵便番号は、「-（ハイフン）」で区切って、記入して下さい。

(4) 「4 支店・営業所等に関する事項」

債権者が、支店・営業所等ごとにID番号を得て支払督促を申し立てる場合又は代理人（支配人又は参事に限る。）ごとにID番号を得て支払督促を申し立てる場合に記入してください。

ア 「(1) 支店・営業所等の名称」

支店・営業所等（代理人ごとにID番号を得て支払督促を申し立てる場合には当該代理人の所属する支店・営業所等。以下同じ。）の名称を左詰め50字以内で記入してください。

イ 「(2) 支店・営業所等の名称のフリガナ」

支店・営業所等の名称のフリガナを左詰め50字以内で記入してください。

ウ 「(3) 支店・営業所等の所在地（郵便番号を含む。）」

郵便番号及び支店・営業所等の所在地を左詰め107字以内で記入してください。

なお、郵便番号は、「-（ハイフン）」で区切って、記入して下さい。

(5) 「5 債権者の連絡先に関する事項」

ア 「(1) 固定電話番号又は携帯電話番号」※

裁判所書記官が債権者に連絡する際の債権者の固定電話番号又は携帯電話番号を、市外局番、市内局番、加入者番号の順に「-（ハイフン）」で区切って、左詰め16字以内で記入してください。

また、固定電話番号は、必ず記載してください。

なお、電話番号は、固定電話、携帯電話の種類を問わず、2回線まで登録できますが、上段の欄に記載された1回線のみ、支払督促の「当事者の表示」に記載されます。

イ 「(2) ファクシミリ番号」※

裁判所書記官が債権者に連絡する際のファクシミリ番号を、市外局番、市内局番、加入者番号の順に「-（ハイフン）」で区切って、左詰め16字以内で記入してください。

ウ 「(3) 電子メールアドレス」

裁判所書記官が債権者に処分の告知等に使用する際の電子メールアドレス（携帯電話のものを除く。）を、左詰め64字以内で記入してください。

なお、電子メールアドレスは、2つまで登録できます。

(6) 「6 債権者の代表者に関する事項」

ア 「(1) 代表者の肩書」※

代表者の肩書（「代表者代表取締役」、「代表者理事」等）を左詰め10字以内で記入してください。

イ 「(2) 代表者の氏名」 ※

代表者の氏名を左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

ウ 「(3) 代表者の氏名のフリガナ」

代表者の氏名のフリガナを左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

(7) 「7 債権者の代理人・担当者に関する事項」

ア 「(1) 代理人の肩書」 ※

該当する事項の□にレ印を記入してください。

イ 「(2) 代理人の氏名」 ※

代理人の氏名を左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

ウ 「(3) 代理人の氏名のフリガナ」

代理人の氏名のフリガナを左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

エ 「(4) 担当者の氏名」

担当者の氏名を左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

オ 「(5) 担当者の氏名のフリガナ」

担当者の氏名のフリガナを左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

(8) 「8 送達場所等の届出に関する事項」

ア 「(1) 送達を受けるべき場所」 ※

(ア) 裁判所書記官が督促手続関係書類を送達する場合に、債権者が送達を受けるべき場所について、該当する事項の□にレ印を記入してください。

(イ) 「□下記のとおり」の□にレ印を記入した場合は、郵便番号、送達を受

けるべき場所（支店や債権管理センターの所在地等）を左詰め107字以内で記入してください。

また、(2)から(4)の事項についても、記入してください。

イ 「(2) 送達先の名称」※

送達先の名称を左詰め50字以内で記入してください。

ウ 「(3) 送達を受けるべき場所と債権者との関係」※

送達を受けるべき場所と債権者との関係（「〇〇株式会社〇〇支店」，「株式会社〇〇債権管理センター」等）を左詰め20字以内で記入してください。

エ 「(4) 送達受取人等の氏名」※

(ア) 裁判所書記官が債権者に対して督促手続関係書類を送達する場合の当該書類の受取人について、該当する事項の□にレ印を記入してください。

(イ) 「□下記のとおり」の□にレ印を記入した場合において、送達受取人が自然人のときは、その氏名を左詰め50字以内で記入してください。

なお、氏と名との間は、1字分の余白を設けてください。

(ウ) 「□下記のとおり」の□にレ印を記入した場合において、送達受取人が法人のときは、法人の種類、法人名、代表者の肩書（「代表者代表取締役」，「代表者理事」等）及び代表者の氏名を、左詰め50字以内で記入してください。

なお、法人の種類、法人名、代表者の肩書、代表者の氏と代表者の名の各間は、それぞれ1字分の余白を設けてください。

(9) 「9 還付事由が発生した場合の振込先口座に関する事項」

ア 「(1) 金融機関名」

債権者が保管金の還付を受ける場合の金融機関名（郵便局を除く。）を左詰め20字以内で記入してください。

イ 「(2) 預金種別」

債権者が保管金の還付を受ける場合の該当する預金種別の口にレ印を記入してください。

ウ 「(3) 口座番号」

債権者が保管金の還付を受ける場合の金融機関の口座番号を左詰め7字以内で記入してください。

エ 「(4) 口座名義人の住所（郵便番号を含む。）」

口座名義人の郵便番号及び住所を左詰め107字以内で記入してください。

なお、郵便番号は、「-（ハイフン）」で区切って、記入して下さい。

オ 「(5) 口座名義」

口座名義を左詰め50字以内で記入してください。

なお、法人の種類と法人名との間は、1字分の余白を設けてください。

カ 「(6) 口座名義のフリガナ」

法人の種類及び法人名のフリガナを左詰め50字以内で記入してください。

なお、法人の種類と法人名との間は、1字分の余白を設けてください。

(10) 「10 パスワードを忘れた際の問い合わせキーワードの設定」

ア 「(1) 秘密の質問」

次に掲げる質問のうち希望する秘密の質問に該当する数字を口に記入してください。

「1」 あなたの出身地はどこですか？

「2」 あなたの父方の祖父の名前は何ですか？

「3」 あなたの父方の祖母の名前は何ですか？

「4」 あなたの母方の祖父の名前は何ですか？

「5」 あなたの母方の祖母の名前は何ですか？

「6」 あなたが飼っているペットの名前は何ですか？

「7」 あなたの好きなお酒は何ですか？

「 8 」 あなたの好きな食べものは何ですか？

「 9 」 あなたの好きな映画は何ですか？

「 1 0 」 あなたの好きな歌手は誰ですか？

「 1 1 」 あなたの好きな男優は誰ですか？

「 1 2 」 あなたの好きな女優は誰ですか？

「 1 3 」 あなたの好きな歌は何ですか？

「 1 4 」 あなたが最初に購入した車は何ですか？

「 1 5 」 あなたの卒業した小学校の名称は何ですか？

「 1 6 」 あなたの卒業した中学校の名称は何ですか？

「 1 7 」 あなたの卒業した高校の名称は何ですか？

イ 「(2) 秘密の答え」

秘密の答えを左詰め50字以内で記入してください。

(11) 「 1 1 督促手続における処分の告知方法等に関する債権者の同意」

支払督促の申立て、仮執行宣言の申立て及び支払督促の更正の処分の申立てを却下する処分並びに支払督促の申立ての不備を補正すべきことを命ずる処分の告知をオンラインにより行うこと及び送達不能通知をオンライン（通知は発信した時に債権者に到達したものとみなされます。）により行うこと並びに債権者に対する支払督促を發した旨の通知を省略することに関し、同意するか否かを該当する事項の□にレ印を記入してください。

(12) その他の留意事項

ア 1マスに1字を記入してください。

なお、濁点及び半濁点については、独立して1マスに記入することはせず、濁音及び半濁音として1マスに1字を記入してください。

イ 各欄への記入要領中、余白を設ける旨の定めがある場合において、余白を設けると所定の字数内に記入すべき事項を書き切れないときは、余白を設ける必要はありません。

2 登録事項の変更

1の(1)から1の(4)まで、1の(6)、1の(9)に掲げる事項又は申立方法に関する事項（債権者による申立てから代理人による申立てに変更しようとする場合又は代理人による申立てから債権者による申立てに変更しようとする場合）の変更をしようとする債権者は、債権者登録申請書の□変更欄にレ印を記入し、債権者登録申請書に当該登録を受けたときに付与されたIDを記入した上、記入要領に従って、登録の変更をしようとする事項についてのみ、記入してください。